

外国為替証拠金取引（DMM FX）約款 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更箇所	新	旧
<p>標題及び全 頁</p>	<p><u>店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</u> 外国為替証拠金取引はすべて店頭外国為替証拠金取引と読み替えます。</p>	<p><u>外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</u></p>
<p>第3条 （定義）</p>	<p>本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。 1～6 （現行どおり） <削除></p> <p><u>7 「ポジション証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。</u></p> <p><u>8 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。</u></p> <p><u>9 「注文証拠金」とは、未約定の注文について必要とされる証拠金のことをいいます。</u></p> <p><u>10 「証拠金維持率」とは、ポジション証拠金額に対する証拠金の余力の割合のことをいいます。</u></p> <p><u>11 「純資産」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。預託証拠金に建玉評価損益と未</u></p>	<p>本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。 1～6 （省略）</p> <p><u>7 「有効証拠金」とは、預託証拠金残高に保有する評価損益を加算減算した証拠金をいいます。</u></p> <p><u>8 「ポジション証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。</u></p> <p><u>9 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。</u></p> <p><u>10 「注文証拠金」とは、未約定の注文について必要とされる証拠金のことをいいます。</u></p> <p><u>11 「証拠金維持率」とは、ポジション証拠金と注文証拠金を足した額に対する証拠金の余力の割合のことをいいます。</u></p> <p><u>12 「純資産」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。預託証拠金に建玉評価損益と未決済ス</u></p>

変更箇所	新	旧
	<p>決済スワップ金額をたし合わせたものから出金予約額を減じたものとなります。</p> <p><u>1 2 「ロスカット」</u>とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。</p> <p><u>1 3 「売買の区別」</u>とは、新規の売り、新規の買い、決済</p>	<p>ワップ金額をたし合わせたものから出金予約額を減じたものとなります。</p> <p><u>1 3 「ロスカット」</u>とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。</p> <p><u>1 4 「売買の区別」</u>とは、新規の売り、新規の買い、決済の</p>
	<p>の売り、決済の買いの区別をいいます。</p> <p><u>1 4 「未決済スワップ金額」</u>とは、ロールオーバーするごとに発生するスワップポイントの受入れ又は支払いの未受渡金額をいいます。</p> <p><u>1 5 「出金予約額」</u>とは、お客様より出金依頼を受け未処理の金額をいいます</p> <p><u>1 6 「アラートライン」</u>ロスカットルールの注意を促す目的で設定する証拠金維持率をいいます。</p>	<p>売り、決済の買いの区別をいいます。</p> <p><u>1 5 「未決済スワップ金額」</u>とは、ロールオーバーするごとに発生するスワップポイントの受入れ又は支払いの未受渡金額をいいます。</p> <p><u>1 6 「出金予約額」</u>とは、お客様より出金依頼を受け未処理の金額をいいます</p> <p><新設></p>
<p>第4条（リスク及び自己責任の原則）</p>	<p>1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款の事項を承諾し、外国為替証拠金取引の内容及び仕組み、リスクを理解の上、自らの判断と責任において当社と本取引を行うものとします。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p><削除></p>	<p>1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款の事項を承諾し、外国為替証拠金取引の内容及び仕組み、リスクを理解の上、自らの判断と責任において当社と本取引を行うものとします。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 本取引はお客様と当社の相対取引であり、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があること。</u></p>

変更箇所	新	旧
	<p><u>(7)</u> (現行どおり) <削除></p> <p><u>(8)</u> お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差(スプレッド)があること。</p>	<p><u>(8)</u> (省略)</p> <p><u>(9)</u> 本取引より生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に扱われること。</p> <p><u>(10)</u> お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差(スプレッド)があること。</p>
	<p><u>(9)</u> 本取引に関連して発生するスワップポイントについては、金利状況により変動するおそれがあること。</p> <p><u>(10)</u> 当社がお客様からいただく手数料の額については、別途当社が定めるものであること。</p> <p><u>(11)</u> 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。</p>	<p><u>(11)</u> 本取引に関連して発生するスワップポイントについては、金利状況により変動するおそれがあること。</p> <p><u>(12)</u> 当社がお客様からいただく手数料の額については、別途当社が定めるものであること。</p> <p><u>(13)</u> 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。</p>
<p>第5条 (口座の開設)</p>	<p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)約款」及び「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)説明書(契約締結前交付書面)」、その他当社の定める規則等に同意の上、本人確認の手續等、当社所定の手續により店頭外国為替証拠金取引口座(以下「本口座」という)の開設の申込を行なうものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p>	<p>1 お客様は、本約款に定める外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「外国為替証拠金取引(DMM FX)約款」及び「外国為替証拠金取引(DMM FX)説明書(契約締結前交付書面)」、その他当社の定める規則等に同意の上、本人確認の手續等、当社所定の手續により外国為替証拠金取引口座(以下「本口座」という)の開設の申込を行なうものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p>

変更箇所	新	旧
	<p>(個人のお客様の場合) (1) ~ (2) (現行どおり) (3) 日本国内に居住する<u>満20歳以上75歳未満</u>の、法律上の行為能力を有する個人であること。 (以下現行どおり)</p>	<p>(個人のお客様の場合) (1) ~ (2) (省略) (3) 日本国内に居住する<u>満20歳以上</u>であり、法律上の行為能力を有する個人であること。 (以下省略)</p>
	<p>(法人のお客様の場合) (1) ~ (9) (現行どおり) (10) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取引責任者」といいます。)を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。 当社の定める「取引責任者」の基準の主なものは以下のようになっております。 <取引責任者基準> ・日本国内に居住する<u>満20歳以上75歳未満</u>の、行為能力を有する個人であること。 (該当項目以外省略) 2 (現行どおり) <u>3 本取引口座はお客様お一人様につき、一口座とさせていただきます。</u></p>	<p>(法人のお客様の場合) (1) ~ (9) (省略) (10) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取引責任者」といいます。)を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。 当社の定める「取引責任者」の基準の主なものは以下のようになっております。 <取引責任者基準> ・日本国内に居住する<u>満20歳以上</u>の行為能力を有する個人であること。 (該当項目以外省略) 2 (省略) <u>3 本口座開設の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。</u></p>

変更箇所	新	旧
	<p><u>4 本口座開設の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p>	<p><u>4 本取引口座はお客様お一人様につき、一口座とさせていただきます。</u></p> <p>(以下省略)</p>
第6条 (本人確認書類)	<p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出していただくことを要します。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 住民基本台帳カード (<u>変更があれば裏面も必要となります</u>)</p> <p>(以下現行どおり)</p>	<p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出していただくことを要します。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 住民基本台帳カード (<u>必ず両面コピーが必要です</u>)</p> <p>(以下省略)</p>
最終行 (P24)		
第8条 (注文の受付・実行)	<p>1～7 (現行どおり)</p> <p>8 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。</p> <p>(1) お客様の本取引口座における<u>純資産額がポジション証拠金と注文証拠金の総額にアラートラインの比率を乗じた金額の総額に満たなくなる</u>とき。</p> <p>(以下現行どおり)</p>	<p>1～7 (省略)</p> <p>8 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。</p> <p>(1) お客様の本取引口座における<u>有効証拠金が注文証拠金の総額に満たない又は当該注文の執行によりポジション証拠金の総額に満たなくなる</u>とき。</p> <p>(以下省略)</p>
第9条 (ロスカット)	<p>1 預託証拠金の額から評価損を差引いた額が、ポジション証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った (証拠金維持率が当社の定める比率を下回っ</p>	<p>1 預託証拠金の額から評価損を差引いた額が、ポジション証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った (証拠金維持率が当社の定める比率を下回った) 場合、当</p>

変更箇所	新	旧
	<p>た) 場合、当社がお客様に事前に通知することなく、<u>お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとし</u>ます。</p> <p><削除></p>	<p>社がお客様に事前に通知することなく、<u>お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとし</u>ます。</p> <p><u>2 前項に定めるロスカットの基準に達した場合でも、当社が</u></p>
	<p><u>2</u> お客様が新たに預託証拠金を当社に差し入れた場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>3</u> お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>4</u> 第1項に定める当社が定める比率、基準は当社の判断によって変更することができるものとします。</p>	<p><u>お客様に事前に通知することなく、お客様の執行中の注文を取消し、その注文証拠金を評価損に充当することで証拠金維持率が当社の定める比率まで回復した場合は、反対売買による決済を行わないこととし</u>ます。</p> <p><u>3</u> お客様が新たに預託証拠金を当社に差し入れた場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>4</u> お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>5</u> 第1項に定める当社が定める比率、基準は当社の判断によ</p>

変更箇所	新	旧
第10条 (預託証拠金)	<p>1～4 (現行どおり)</p> <p>5 お客様が新規の取引を開始するためには、<u>純資産額がポジション必要証拠金額にアラートラインの比率を乗じた額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合、お客様が申し出た注文は無効と</u></p>	<p>1～4 (省略)</p> <p>5 お客様が新規の取引を開始するためには、<u>有効証拠金がポジション必要証拠金額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合、お客様が申し出た注文は無効となります。</u></p>
最終行	<p>なります。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>平成22年1月25日改訂</p>	<p>(以下省略)</p> <p><追加></p>